

学生の皆さん

新型コロナウイルス感染症に関する本学の対応について

I. 新型コロナウイルス感染症の予防

1. 基本的な感染防止対策

- ① 石けんによる丁寧な手洗いやアルコール製剤による手指消毒をこまめに行ってください。
- ② 人混みや換気が不十分な場所ではマスクを着用してください。
- ③ 会話をする際は可能な限り真正面を避け、症状がなくてもマスクを着用してください。
- ④ 密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（近距离での会話や発声が行われる）という3つの条件が同時に重なる場での行動を避けてください。
- ⑤ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）を空けるようにしてください。
- ⑥ 人が集まる場所ではこまめに換気を行なってください。
- ⑦ 咳やくしゃみ等がある場合には次のように咳エチケットを徹底してください。
  - 他の人に向けて咳やくしゃみをしないこと。
  - 咳やくしゃみが出る時は、できるだけマスクをする。とっさの咳やくしゃみの際にマスクがなければ、ティッシュや腕の内側などで口と鼻を覆うこと。
  - 鼻汁・痰などがついたティッシュはすぐにゴミ箱に捨て、手のひらで咳やくしゃみを受け止めた時はすぐに手を洗うこと。
- ⑧ 発熱や風邪の症状がある場合は外出を控え、症状がなくなるまで自宅で療養してください。やむを得ず出かける場合は、必ずマスクを着用してください。
- ⑨ 健康観察シート等により毎日、体調を記録しておいてください。
- ⑩ そのほか、厚生労働省から示されている「新しい生活様式」の「日常生活を営む上での基本的な生活様式」を参考にしてください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)

2. 移動に関する感染防止対策

- ① 新型コロナウイルス感染症の感染者が多数発生している地域への移動や往来に当たっては、慎重に行動するようにしてください。
- ② 感染が判明したときのために、誰とどこで会ったか等の行動を記録しておいてください。

3. 学内における集会や会合について

- ① 開催にあたっては、必要性、実施方法等について十分検討してください。
- ② 実施方法については、Web会議ツール等を積極的に活用してください。
- ③ 学外者の入構を伴う集会等については、別に定める手続きを取ってください。

4. 会食や飲み会について

次のような感染リスクの高い行動は避けてください。

- ① 上記1の④に記載されている3つの条件が同時に重なりやすい場所での多人数での実施

- ② 長時間におよぶ開催
- ③ 大声を出す行動

また、飲食店等を利用する場合は、「新型コロナ対策推進宣言」の実施など感染防止策を講じている店舗の利用が望ましいことに留意してください。

## II. 新型コロナウイルス感染症への罹患が疑われる場合

次の症状がある方は下記を目安に、まずは、電話でかかりつけ医など身近な医療機関に相談してください。かかりつけ医を持たない場合、相談先に迷った場合は、保健所等に設置された「受診・相談センター<sup>注1)</sup>」に電話相談をしてください。対応は24時間です。

厚生労働省のホームページからも確認できます。

### 【目安】

少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに相談をしてください。

- ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ② 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合  
(※) 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ③ 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合  
(症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

あわせて、速やかに次の①から⑥までの事項を本学の教務・学生課へ電話または電子メールで連絡してください。そのうえで別紙の様式1を記入し、電子メールで提出してください。

- ① 受診日（受診した場合）、② 医療機関名と連絡先（受診した場合）、③ 医師等の診断所見（受診した場合）、④ 具体的な症状と症状の現れた日、⑤ 症状が現れた日の2日前以降の接触状況（本学関係者等）、⑥ 現在の状況

なお、発熱、咳等の風邪症状などがある場合には、その症状が生じた日から大学には出席しないでください。症状等を踏まえて医療機関を受診するなど、自宅で待機し経過観察を行ってください。

## III. 濃厚接触者<sup>注2)</sup>となった場合

濃厚接触者となった場合は、保健所の指示を受けてください。また、速やかに教務・学生課へ電話または電子メールで連絡し、そのうえで別紙の様式3を記入して電子メールで提出してください。

濃厚接触者は、保健所が指定する期間（感染者との接触のあった日の翌日から14日間）が自宅待機となります。その間については、「出席停止期間」として取り扱います。

なお、感染者と接触した可能性がある場合は、「II」の項に記載した「有症状者相談窓口」に相談してください。

## IV. 新型コロナウイルス感染症への罹患等に伴う就学制限

### 1. 出席の停止

次の事項のいずれかに該当する場合は、学校保健安全法第19条の規定により出席が停止になり

ます。

- ① 新型コロナウイルスに感染していると診断されたとき
- ② 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ③ 発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある、あるいは強い症状と思う場合（解熱剤などを飲み続けなければならない場合も同様）
- ④ 濃厚接触者となったとき

## 2. 出席停止の期間

- 新型コロナウイルスに感染していると診断されたとき  
学校保健安全法施行規則第19条第1項の規定により、出席の停止期間は「治癒するまで」です。再登校にあたっては、医療機関が発行する診断書等の治癒したことを証明する書類を教務・学生課へ提出してください。
- 新型コロナウイルスに感染していることが疑われるとき  
「Ⅱ」の項に記載されているように、保健所等に相談し指示に従って医療機関を受診してください。感染が確認されない場合は、症状が治り2日間を経過するまでを出席停止とします。感染していると診断された場合は、「治癒するまで」を出席停止の期間とします。

## 3. 出席停止に伴う授業および試験等の取扱い

出席停止により授業を欠席した学生には、その代わりとなる措置をとることで、本人の不利益にならないよう配慮します。実習については本学の履修規程に基づいて、本人の願い出により追実習を行うことができます。また、試験についても出席停止により受験できなかった場合には、願い出によって追試験を受けることが可能です。

## V. 新型コロナウイルス感染症の罹患者および濃厚接触者の発生に伴う休業等の措置

本学の学生および教職員（以下「学内者」という。）が、新型コロナウイルス感染症の罹患者あるいは濃厚接触者となった場合は、次のとおり大学運営上の措置を実施します。

- ① 学内者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、保健所等の調査によって学内において感染伝播のリスク<sup>注3)</sup>の存在が示されたときは、原則として全学年について14日間までを目処とした臨時休業を実施します。休業を実施する場合の規模や期間については、保健所等の関係する機関と協議して決定します。
- ② 学内者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合であっても、保健所等の調査で学内に感染伝播のリスクがないと認められる場合は、原則として臨時休業は実施しません。
- ③ 学外の感染者に関連し学内者が濃厚接触者となった場合は、保健所等の関係機関との協議により学内での感染伝播のリスクを評価して、臨時休業等を含めた必要な措置を実施することがあります。
- ④ 上記のほか、保健所等への調査協力や学内施設の消毒等のために、必要に応じて臨時休業等の措置を実施します。措置の内容や実施期間については、関係機関と協議して決定します。

## VI. 長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベルへの対応について

「長野県新型コロナウイルス感染症・感染警戒レベル」等に基づき、新型コロナウイルス感染症

対策長野県本部長（長野県知事）から感染者がいない学校も含めた地域一斉の臨時休業措置等が要請された場合は、それに応じて必要な措置を実施します。

## VII. 県外との往来について

1. 長野県から要請のあった都道府県※への往来は慎重な行動をとってください。往来が必要な場合には、人ごみを避け、感染防止策を徹底してください。

また、感染拡大が更に進んだ都道府県※※への往来は、必要性をあらためて検討し、慎重に判断をするとともに、往来する場合には慎重な行動をとってください。

※ 直近1週間の人口10万人当たり新規感染者が2.5人を超える場合

※※ 直近1週間の人口10万人当たり新規感染者が5.0人を超える場合

対象の都道府県は、次のホームページの「各都道府県感染状況モニタリング表」で確認してください。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/hoken-shippei/monitoring.html>

## VIII. 海外への渡航等について

### 1. 海外への渡航について

渡航にあたっては、外務省の「海外安全ホームページ (<https://www.anzen.mofa.go.jp>)」等で、国および地域に発出されている感染症危険情報を必ず確認してください。感染症危険情報の危険度レベルに応じた本学の対応については、次の表に記載の通りとします。新型コロナウイルス感染症の今後の拡散状況によって、発出される感染症危険情報は随時更新されます。最新の情報に十分注意してください。なお、日本からの渡航者等に対して、入国制限や検疫強化等の措置を実施している国や地域があります。これについても、外務省の「新型コロナウイルス（日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限）[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)」や、渡航先国の政府機関等のホームページから最新の情報を必ず収集するようにしてください。

現時点（2020年10月30日）では、全世界の国や地域について、レベル2以上の感染症危険情報が発出されています。

感染症危険情報のカテゴリー	本学の対応
レベル1：十分注意してください。	再考することを推奨します。
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。	原則として渡航しないでください。
レベル3：渡航は止めてください。（渡航中止勧告）	渡航はできません。
レベル4：退避してください。渡航はやめてください。（退避勧告）	渡航はできません。

### 2. 海外からの帰国後について

帰国後の少なくとも2週間は朝と晩に検温を行い、発熱や咳等の症状がないかを自身で観察してください。できれば外出等、多くの人との接触は避けて、自宅にとどまることを推奨します。発熱や咳等の症状が出た場合には、以下の相談窓口や保健所に相談し、本学の教務・学生課にも連絡してください。

## IX. 人権への配慮

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染した方や医療機関関係者およびそのご家族、感染が拡大している地域に居住する方等に対して、不当な差別や誹謗中傷等を行わないようにしてください。

### 注1) 受診・相談センター（保健所）

電話相談窓口	連絡先電話番号（24時間対応）
佐久保健福祉事務所（佐久保健所）	0267-63-3178
上田保健福祉事務所（上田保健所）	0268-25-7178
諏訪保健福祉事務所（諏訪保健所）	0266-57-2930
伊那保健福祉事務所（伊那保健所）	0265-76-6822
飯田保健福祉事務所（飯田保健所）	0265-53-0435
木曾保健福祉事務所（木曾保健所）	0264-25-2227
松本保健福祉事務所（松本保健所）	0263-40-1939
大町保健福祉事務所（大町保健所）	0261-23-6560
長野保健福祉事務所（長野保健所）	026-225-9305
北信保健福祉事務所（北信保健所）	0269-67-0249
長野市保健所	026-226-9964（平日：8:30～17:15） 026-226-4911（夜間（17:15～8:30）・土日・祝日）

### 注2) 濃厚接触者

「患者（確定例）」（「無症状病原体保有者」を含む。以下同じ。）の感染可能期間（症状を呈した2日前あるいは無症状病原体保有者にあつては陽性確定に係る検体採取日の2日前から、入院、自宅や施設等における待機開始までの間）に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

- ① 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があつた者
- ② 適切な感染防護なしに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた者
- ③ 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ④ その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があつた者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する。）

### 注3) 感染伝播のリスク

感染者の学内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を総合的に考慮してリスクを判断する。